

あつぎ子ども未来プラン（第4期）の考え方（案）

1 計画策定の基本的な考え方

本市では、子どもが健やかで心豊かに成長するため、厚木市子ども育成条例に基づき、様々な施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定し、子育て環境の充実を図るための取組を進めています。

第4期計画は、「子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まちあつぎ」を基本理念に、子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に加え、こども大綱を勘案して新たに定める2計画等を包含し、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として策定します。

(1)継続する計画

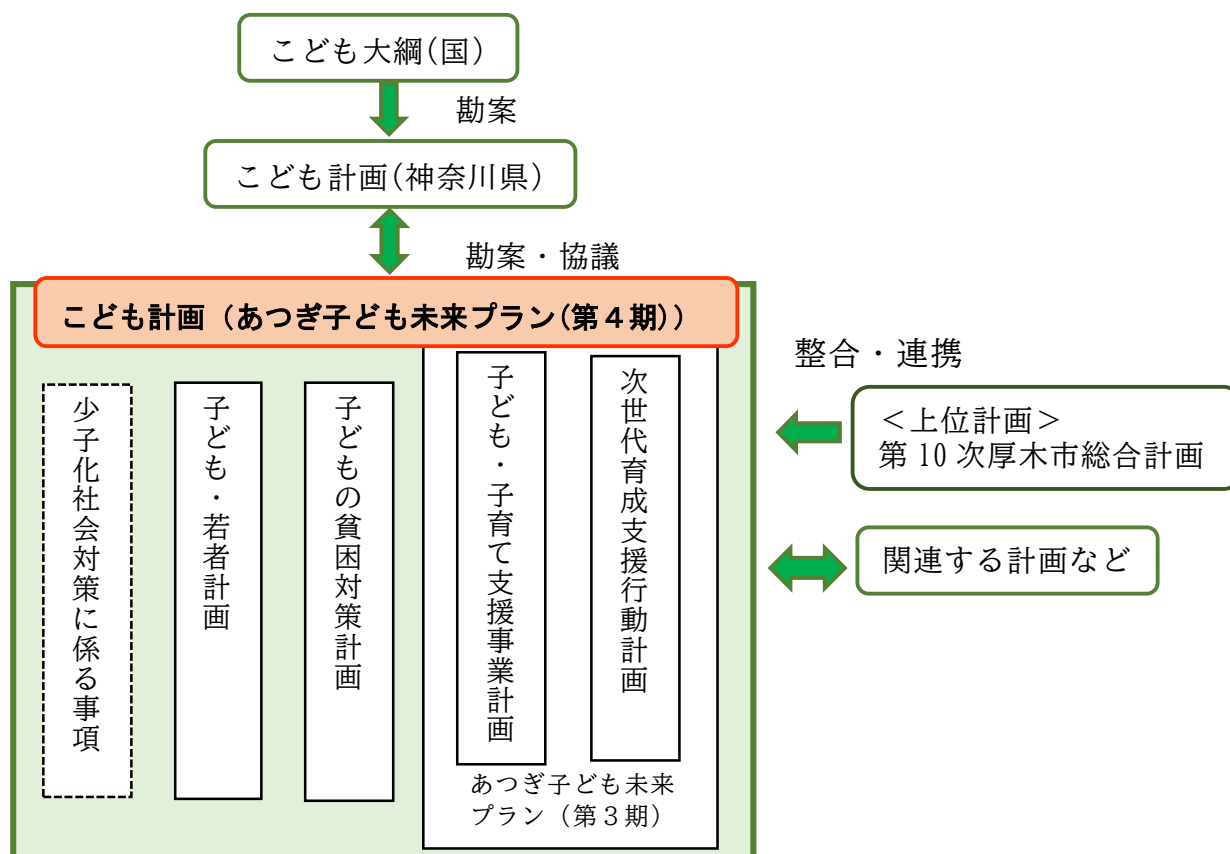
- ア 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- イ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

(2)新たにこども計画として包含する計画等

- ア 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）
- イ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ウ 少子化社会対策に係る事項（少子化社会対策基本法）

2 計画の位置付け

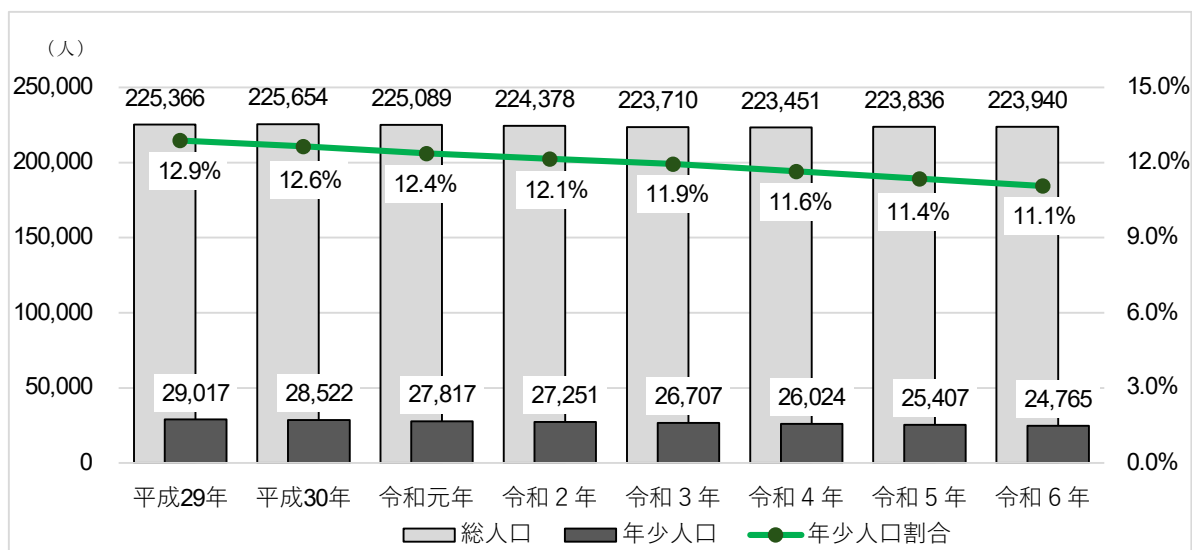
第4期計画は、国のこども大綱及び神奈川県の子ども計画を勘案するとともに、上位計画である第10次厚木市総合計画及び保健・医療・福祉・教育等の関連計画との整合を図り策定するものです。



3 子どもを取り巻く現状

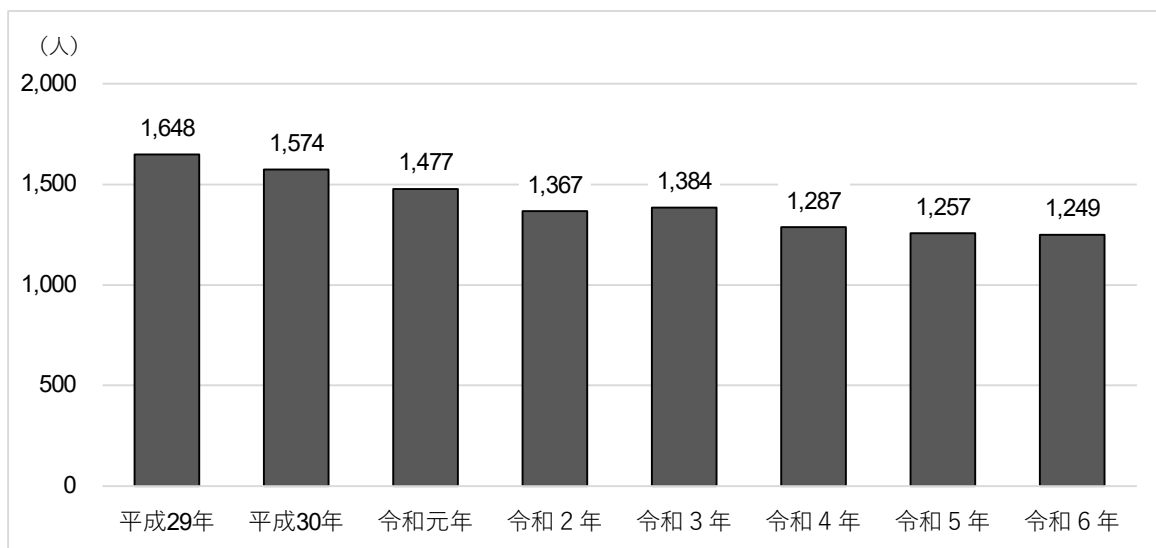
(1)人口・世帯等

ア 本市人口 223,940 人（令和 6 年 1 月 1 日現在）のうち、15 歳未満は 24,765 人であり、11.1%の構成比となっています。



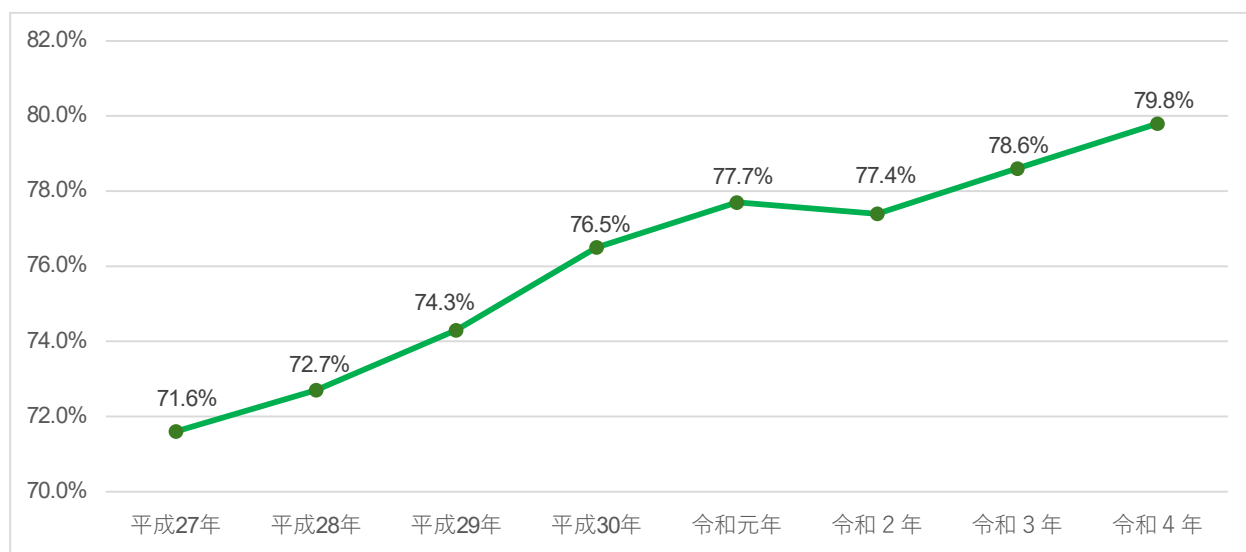
住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

イ 全国的な傾向と同様に少子化が進展しており、本市の 0 歳人口（1 月 1 日現在）は、平成 29 年の 1,648 人に対して、令和 6 年は 1,249 人であり、399 人の減少となっています。



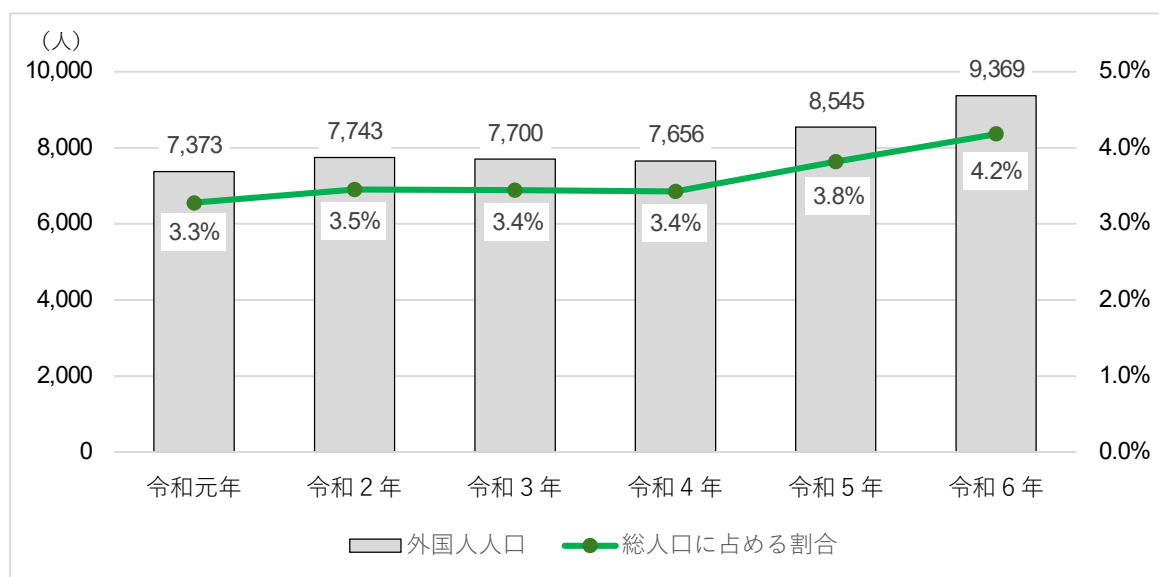
住民基本台帳（各年 1 月 1 日現在）

- ウ 女性が職業を持つことに対する意識が社会全体として大きく変化したことにより、女性の就業率が上昇傾向にあります。（総務省「労働力調査（基本集計）」25歳～44歳女性の就業率：平成27年71.6%、令和4年79.8%）



労働力調査（基本集計）

- エ 本市の外国人口は、令和元年の7,373人に対して、令和6年は9,369人であり、1,996人増加して、総人口に占める割合は4.2%となっています。外国籍家庭等の特別な支援を必要とする子育て家庭も増加傾向にあります。



住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2)これまでの成果

ア 保育所の入所希望児童数は、おおむね増加傾向であり、施設整備等により待機児童数は、令和6年4月1日現在で、4年連続0人となっています。

●保育所・地域型保育事業の入所児童数

年度	保育所入 所児童数 (私立)	保育所入 所児童数 (公立)	地域型保 育入所児 童数 (私立)	合計	0～5歳 子どもの 数	入所率
平成27年度	2,069	604	72	2,745	11,139	24.6%
平成28年度	2,261	560	75	2,896	10,917	26.5%
平成29年度	2,245	550	89	2,884	10,613	27.2%
平成30年度	2,392	434	127	2,953	10,286	28.7%
令和元年度	2,471	399	179	3,049	9,957	30.6%
令和2年度	2,475	369	210	3,054	9,594	31.8%
令和3年度	2,501	356	221	3,078	9,217	33.4%
令和4年度	2,523	351	224	3,098	8,830	35.1%
令和5年度	2,536	342	242	3,120	8,563	36.4%
令和6年度	2,551	318	243	3,112	8,290	37.5%

各年5月1日現在

●待機児童数（認定こども園3号施設も含む）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成27年度	0	4	7	4	1	1	17
平成28年度	0	6	3	1	0	0	10
平成29年度	0	20	28	0	0	0	48
平成30年度	0	24	0	0	0	0	24
令和元年度	0	1	0	0	0	0	1
令和2年度	0	0	1	0	0	0	1
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0

各年4月1日現在

イ 幼稚園、認定こども園の在園児数（令和 6 年 5 月 1 日現在）2,519 人で、やや減少傾向となっています。

年度	園児数（私立）	3～5 歳 子どもの数	入園率
平成 27 年度	3,431	5,840	58.8%
平成 28 年度	3,423	5,706	60.0%
平成 29 年度	3,327	5,484	60.7%
平成 30 年度	3,321	5,399	61.5%
令和元年度	3,240	5,265	61.5%
令和 2 年度	3,176	5,132	61.9%
令和 3 年度	3,045	4,935	61.7%
令和 4 年度	2,839	4,705	60.3%
令和 5 年度	2,663	4,554	58.5%
令和 6 年度	2,519	4,429	56.9%

各年 5 月 1 日現在

ウ 市立放課後児童クラブの入所児童数は、平成 27 年度には 1,150 人でしたが、令和 6 年度には 1,319 人となっており、169 人増加しています。また、利用希望者も年々増加しています。

年度	入所児童数	6～11 歳 子どもの数	入所率
平成 27 年度	1,150	12,147	9.5%
平成 28 年度	1,130	12,018	9.4%
平成 29 年度	1,201	11,957	10.0%
平成 30 年度	1,305	11,812	11.0%
令和元年度	1,262	11,634	10.8%
令和 2 年度	1,226	11,359	10.8%
令和 3 年度	1,167	11,205	10.4%
令和 4 年度	1,206	10,977	11.0%
令和 5 年度	1,260	10,618	11.9%
令和 6 年度	1,319	10,383	12.7%

各年 5 月 1 日現在

4 課題と新たなプランの視点

(1)次世代育成支援行動計画の実績評価

第3期計画の成果として、個別事業の実績評価からは、多くの事業で指標に対する達成度が高かった一方、多様な保育サービスの充実を目的としたショートステイ事業、従事者確保のための保育士・幼稚園教諭復職奨励助成事業など一部の事業においては達成度が低かったため、これまで以上に事業の充実に向けた取組を進める必要があります。

(2)子ども・子育て支援事業計画の実績評価

子ども・子育て支援事業計画に定める「幼児期における教育・保育の量と見込みと確保の方策」については、保育所の待機児童ゼロの状況を継続することができました。また、民間も含めた放課後児童クラブの定員枠の拡大を始め、増大かつ多様化する子育てニーズに対応するための施策を展開する必要がありますが、少子化や人口減少社会の進展による影響を注視しながら進めていきます。

(3)子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

令和5年12月に市で実施した事前調査「子ども・子育て支援事業ニーズ調査」では、国で実施した調査と比較すると多くの結果が、ほぼ同水準の数値となっていました。昨今、子どもたちを取り巻く課題として注目されている子どもの貧困や引きこもりについても、同様の状況でした。また、生活面で就寝時間が定まっていない子どもの割合が高かった点や引きこもりの原因の理由が特にないと回答した割合が多かった点等については、今後、子どもたちの声を聴きながら現状把握に努める必要があります。

(4)第4期計画の策定

第4期計画は、令和5年4月施行「こども基本法」に基づき、令和5年12月に策定された「こども大綱」を勘案しながら、地域の実情に合わせたこども計画として策定します。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、本市においても、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、施策を検討していきます。また、策定に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）など国際的な取組にも配慮しながら進めていきます。

(5)第4期計画の推進

第4期計画においては、子どもの貧困対策、子ども・若者育成支援、少子化社会対策など、こども施策を総合的、一体的に推進する計画として策定するため、市民の皆様にとって一層分かりやすいものとなります。また、子どもから20代、30代を中心とする若い世代までが対象となることから、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していく必要があります。

5 市民参加手続

- (1)意向調査（アンケートによる子どもの意見集約）
- (2)審議会等（厚木市子ども育成推進委員会）
- (3)パブリックコメント

6 策定体制

- (1)庁内検討組織
厚木市次世代育成支援計画推進委員会
- (2)附属機関
厚木市子ども育成推進委員会
- (3)法定協議
県との法定協議（子ども・子育て支援事業計画の計画値）

7 策定スケジュール

- 令和5年12月 事前調査（実態・ニーズ調査等）
- 令和6年7月 策定方針決定
 - 8月 意向調査（子どもの意見集約）
 - 10月 計画素案策定
子ども育成推進委員会（附属機関）諮問・答申
 - 12月 計画案パブリックコメントの実施
 - 2月 県との法定協議（子ども・子育て支援事業計画）
- 令和7年3月 計画策定
 - 4月 計画スタート